

VI 損害保険用語の 解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震等により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険に対比されます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、自家用自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる保険契約上の債務である地震等による保険金等の支払いに備えて、保険会社が積み立てる準備金をいいます。

貸借対照表上、責任準備金の内訳科目であり、当社ではその大部分を危険準備金が占めています。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険

金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。再保険料の取り決め方は再保険の形態によって異なります。

再保険金

再保険契約にもとづき、受再者が出再者に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険専門会社

元受保険事業は行わず、もっぱら保険会社を相手とする再保険事業を行う会社のことをいいます。

再保険手数料

受再保険者が出再保険者へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

火事などで失われた建物を建て直す場合、実際にかかる費用から使用による消耗分を

差し引いて建物の価値を計算した価額を時価額といいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

受託金

地震保険におけるB特約にもとづく再保険料および果実の元受社等からの委託額のことをいいます。

出再会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。損害保険事業の成績は、この正味収入保険料でみるのが通常です。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震等により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は振る回数が多くなるほど6分の1に近づきます。このような個々の確率は必ずしも一定でないとしても、大量の事例を観察すると確率が一定の値に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則に基づいて算出されます。

特約再保険

出再者と受再者との間で、あらかじめ再保

険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて特約の対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震等により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保

険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を「元受保険契約」といいます。これに対して保険会社が、引き受けた契約の一部ないし全部を他の保険会社と再び保険契約することを「再保険契約」といいます。

元受社

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。